

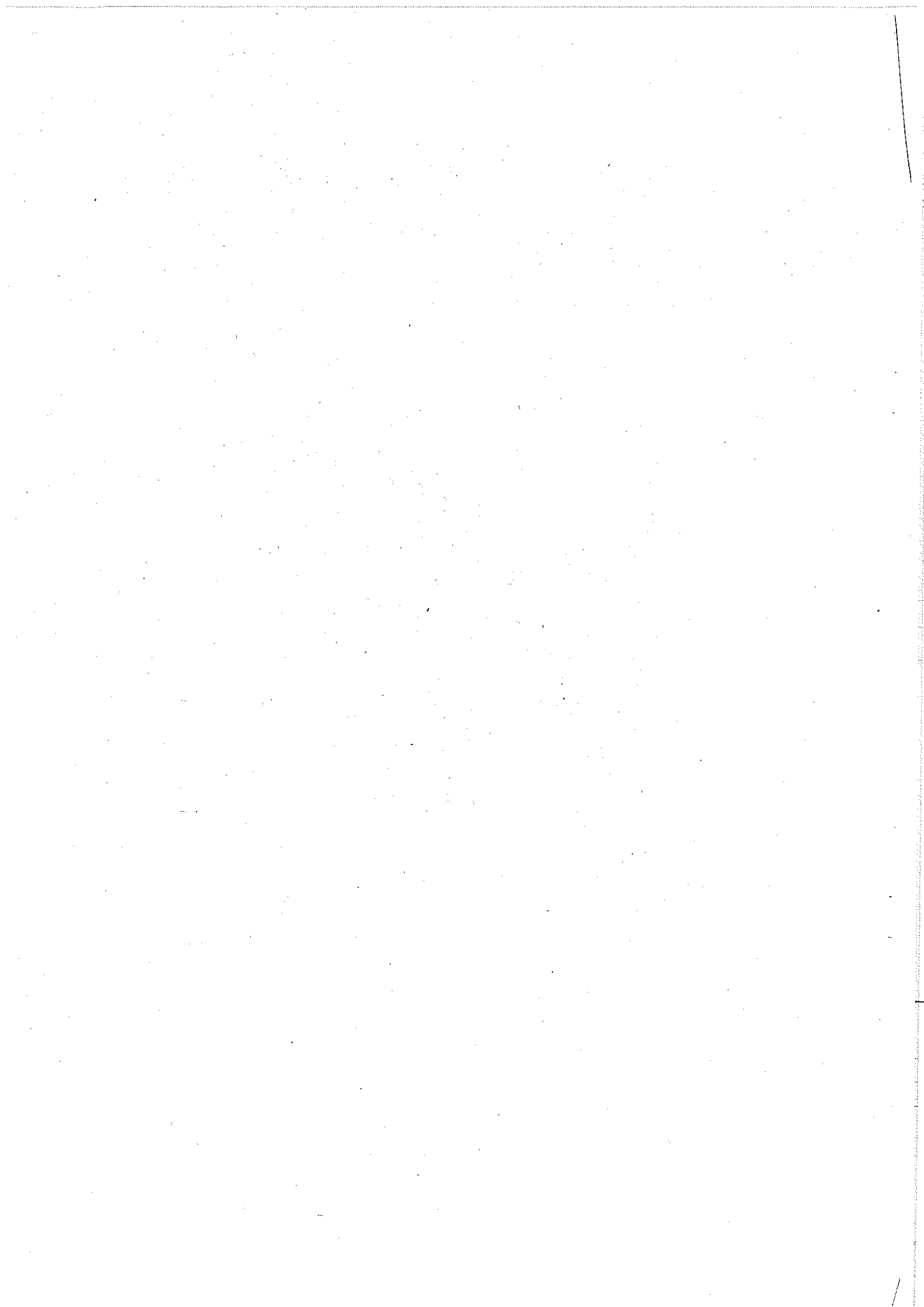
帯広市居住環境 ユニバーサルデザイン指針



人にやさしいまちづくり

平成12年3月

帯 広 市



はじめに

本市はこれまでも、高齢社会の到来や障害のある人の社会参加にこたえるため、公共施設や住宅等について帯広市福祉環境整備要綱や帯広市高齢者・身障者等対応住宅設計指針を策定し、人にやさしいまちづくりの推進につとめてきました。

今後はさらに市民一人ひとりが、個性を相互に認めあい、尊重しあう心を共有し、高齢者や障害のある人でも差別や障害を感じることなく安心して暮らしていける地域社会、すなわちユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめていきたいと考えております。

そのため、ユニバーサルデザインによるまちづくりの観点から、生活環境の根幹である道路や公園の都市施設のありかたについて、基準となる帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針を策定したものです。

策定にあたっては、学識経験者をはじめ市民各界の皆様のご協力のもとに、北海道女子大学の佐藤克之助教授を座長とする帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針策定委員会から貴重なご提言を頂き、これらの意見をもとにこの指針をとりまとめました。

この指針を広くPRし幅広い市民各層の理解と参加を得るとともに、国や北海道などとのネットワークを構築しながら、第五期帯広総合計画におけるまちづくりの目標である安心安全都市、障害者をはじめ子どもからお年寄りまで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめてまいります。

平成12年3月

帯広市長 砂川 敏文

目 次

第1章	ユニバーサルデザインによるまちづくりに向けて	1
	1. ユニバーサルデザインによるまちづくり	2
	2. ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるために	3
	3. 居住環境ユニバーサルデザイン	7
第2章	帯広市の居住環境の課題等	9
第3章	居住環境ユニバーサルデザイン指針	20
	1. 指針の対象と運用	21
	2. 道路施設	22
	3. 公園施設	25
第4章	居住環境ユニバーサルデザインの推進	28
	1. 市民各層の理解と参画	30
	2. 市民・行政一体のネットワーク形成	31
	3. 帯広市としての推進体制	33
	4. モデル事業	34
資料編		
資料1	用語説明	1
資料2	ユニバーサルデザインに関する資料	3
資料3	帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針策定委員会	5
資料4	帯広市の地域的状况	7
資料5	モデル	8

1章

ユニバーサルデザインによる まちづくりに向けて

本章においては、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関しての基本的な考え方と推進にあたって、留意事項、並びに居住環境ユニバーサルデザインの必要性等について、取りまとめたものです。

1. ユニバーサルデザインによるまちづくり

我が国では、21世紀半ばには3人に1人が高齢者という高齢社会の到来が予想されており、帯広市においても若干スローペースではあるものの高齢化が進行しております。

これまで帯広市は、ノーマライゼーション*1の考え方を踏まえ、高齢者や障害のある人たちなどが不自由なく生活できるよう建築物や道路等に関する物理的な障壁、資格や就業等に関する障壁、点字サービスや手話サービス等の情報面に関する障壁などの様々な障壁（バリア）を除去するバリアフリー化*2に努めてきており、今後もこの取り組みは継続していく必要があります。

一方、心身に障害を持つ人々の権利に関する法律（ADA法*3）や高齢社会の到来を背景に、アメリカ合衆国においてノースカロライナ州立大学のロン・メイス氏等により、ユニバーサルデザインに関する提唱がなされました。

ユニバーサルデザインとは、「できるだけ最大限、すべての人に利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」、また、「社会参加の障壁となる物理的、制度的な環境を改善することで、すべての人々の社会参加を可能にしようというバリアフリーの考えをさらに一歩進め、高齢者、障害者を区別したアプローチではなく、洗練され、誰にでも使いやすいデザインを意味する。」とされております。

帯広市はすでに、ユニバーサルデザインに係るものとして住宅に関する設計指針やモデル住宅の建設などに取り組んでいますが、これまでのライフスタイルや価値観の著しい変化等をかんがみ、高齢者や障害のある人など様々な立場の人々の日常生活に密着した生活者支援、地域社会支援型のより本質的なまちづくりが必要であると考えております。

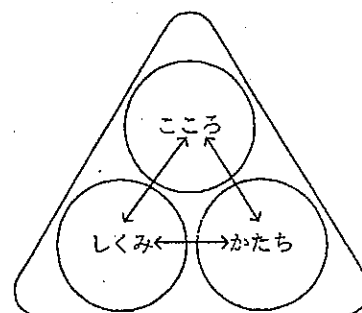
また、市民ニーズが「物の豊かさ」から「心の豊かさ」に移行し、市民一人ひとりが安全で快適な社会環境を求めているところから、「障害者をはじめ子どもからお年寄りまで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる」ことをユニバーサルデザインの基本に据え、「安全性」、「操作性」、「審美性」、「環境性」、「持続性」、「市場性」等を踏まえ、あらゆる人々を考慮したユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものです。

2. ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるために

ユニバーサルデザインとは単に「製品、建物、空間をデザインすること」や「使いやすいデザイン」をいうのではなく、「できるだけ最大限、すべての人に利用可能であるように」、また、「社会参加の障壁となる物理的、制度的な環境を改善することで、すべての人々の社会参加を可能に」するという考えが根底にあります。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めることによって、誰もが自らの意思にもとづきそれぞれの能力を生かした社会参加をさらに増進することができるものであり、この取り組みは、人にやさしいまちづくりをめざすものです。

帯広市はユニバーサルデザインによるまちづくりにあたっては、相互理解と連帯の「こころ」、実践の「しくみ」、機能を備えた「かたち」が三位一体となってすすめてまいります。



三位一体

「こころ」：相互理解と連帯の意識

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進には、市民一人ひとりが相互に認めあい、尊重しあう思いやりの「こころ」が最も重要です。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを支えるのは、「人」であるとの認識のもと、相互理解と連帯の意識を積み重ねていく「心のユニバーサル」が不可欠です。

「しくみ」：実践の場や組織

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進には、帯広市をはじめ北海道や国等の行政機関はもとより、市民のコミュニティ活動やボランティア活動、民間の事業活動など幅広い市民の理解と自主的な参加が必要です。

ユニバーサルデザインによるまちづくりを継続的かつ広範に推進するためにも市民と行政の連携は欠かせないものであり、そのためより多くの情報の共有化やネットワークの形成など「しくみ」づくりも重要です。

「かたち」：機能を備えた製品、建物、空間

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進には、様々な人々の使い勝手を考慮し、誰にでも公平で安全に利用でき、皆が共用できるようにデザインされた「かたち」を求めていくことが必要です。

製品、建物、空間などの「かたち」が、「こころ」を育み、「しくみ」がより効果的に発揮できるように考えられデザインされることとなります。

「ユニバーサルデザインによるまちづくり」の期待

「障害者をはじめ、子どもからお年寄りまで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる」ユニバーサルデザインによるまちづくりは、「こころ」「しくみ」「かたち」が、住宅、居住環境、福祉、教育、産業など多方面に関連し、市民生活・市民活動に反映されます。

《ユニバーサルデザインによるまちづくり》

市民生活・市民活動
【「こころ」「しくみ」】

(情報・相互理解) ⇕ (参画・提供・奉仕)

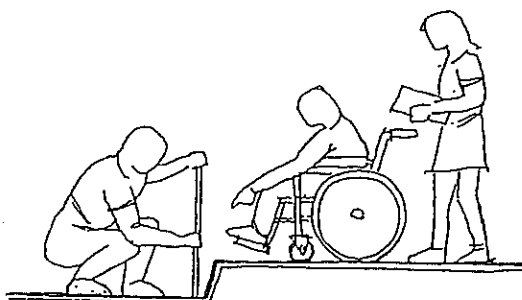
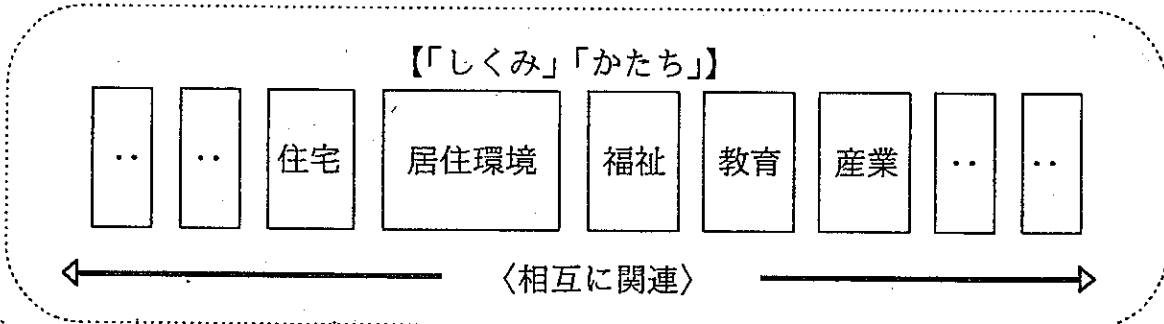


図1-1 まちを点検する

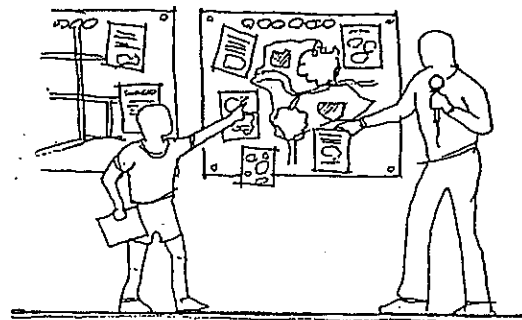


図1-2 子ども達のまちづくりの提案

帯広市のユニバーサルデザインによるまちづくりは、「こころ」、「しくみ」、「かたち」が三位一体となってすすみ、日常的な市民生活に次のような成果が期待できます。

・ 保育所や学校等と福祉関連施設のふれあい交流強化の期待

保育所や幼稚園、学校などの子どもたちと高齢者や障害者とのふれあい交流により、相互理解と人へのやさしい心を育む契機になるとともに、高齢者にとっても子どもたちとのふれあいにより生活に潤いや適度な緊張を得られ、新たな「コミュニティ形成」が期待されます。

・ 幅広いふれあい交流強化の期待

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、高齢者や障害者だけでなく周囲の人たちが介助しやすい環境となり、精神的にも肉体的にも市民全体の健康増進が図られるとともにまちの活性化促進も期待されます。

平成12年度から新学習指導要領の移行措置として総合的な学習の時間が設けられ、特色あるさまざまな取り組みが行われることから、そのなかで高齢者や障害者等との交流やボランティア活動のようなふれあい交流活動が行われ普及していくことが期待されます。(図1-3,4)

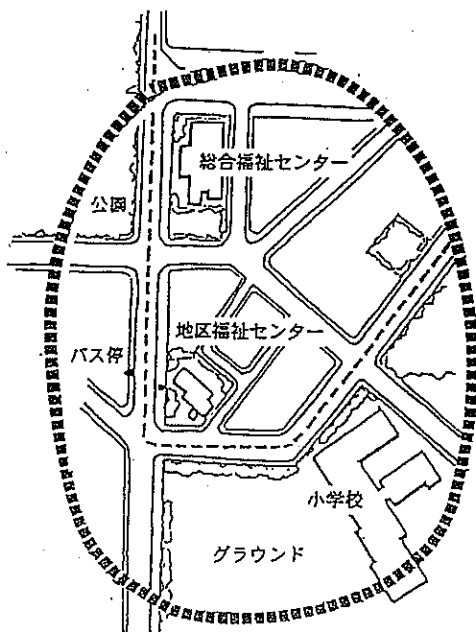


図1-3 学校と福祉施設のふれあい連携

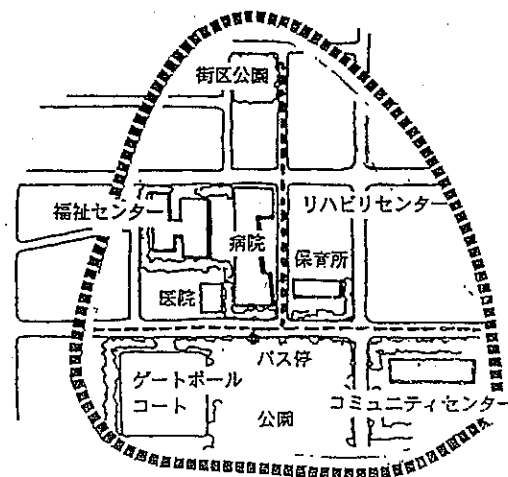


図1-4 保育所と病院のふれあい連携

・災害等に対する備えの期待

災害等における学校や公共施設、道路、公園、緑地のもつ役割は、収容避難場所や二次災害の拡大を防ぐ遮断緑地帯として大きなものがあります。

これらの施設等をユニバーサルデザインによる整備により、災害時にあっても障害者をはじめ、子どもからお年寄りまで、安全で、安心して生活できることが期待されます。

・ユニバーサルデザインによる施設づくりの経済面の期待

従来、公共施設等の建設や整備にあたっては、健常者の利活用を基本にし、障害のある人たちへの対応を事後的かつ追加的な発想で行ってきたため、機能や整備が重複したり、必要以上のスペースを使うなど経済的にも非効率的な面も見うけられました。

ユニバーサルデザインによる施設整備等により、はじめから誰もが共用できる施設づくりは人にやさしいだけでなく、結果的に低コストや省スペースとなり経済面での効果も期待できます。

・まちづくりに対する積極的な参画の期待

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、市民自らが積極的かつ自主的な参画や提案を行うという実践的な側面があることから、コミュニティ活動やボランティア活動の促進が期待されます。

以上のようにユニバーサルデザインによるまちづくりは、「こころ」を育み、「しくみ」と「かたち」を積み上げながら、人と人々が相互に認めあい、尊重しあう心を市民が共有し、子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も差別や障害を意識することなく、安全、安心、そして快適に暮らしていける地域社会を創っていくものです。

3. 居住環境ユニバーサルデザイン

必要性・目的

ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるためには、北海道、国等の行政機関はもとより、市民、民間事業者等の理解と協力が必要です。

特に行政が取り組むべき分野は、住宅をはじめ道路・公園等の居住環境や福祉、教育、産業など幅広いものがあり、でき得るところから、関係組織相互の連携を保持しながら積極的に推進する必要があります。

帯広市は、ユニバーサルデザインの考え方をもとに帯広市高齢者・身障者等対応住宅設計指針を平成9年度に策定し、高齢社会においても誰もが支障を感じることなく安心して生活できる住宅（ユニバーサルデザイン住宅）の整備普及に努めてきました。

一方、帯広市福祉環境整備要綱や北海道福祉のまちづくり条例において概括的に規定されておりますが、市民の日常生活に欠かせない道路や公園などの居住環境もユニバーサルデザインにもとづいて検討し整備していくことが重要です。

道路や公園は数多くの市民が利用するものであり、段差等の障害をでき得る限り除去することで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる居住環境づくりにつながります。

なお、この指針をまとめるにあたっては、道路勾配や歩道の段差の解消、施設帯のあり方等の視点からの検討を行います。

期待される効果

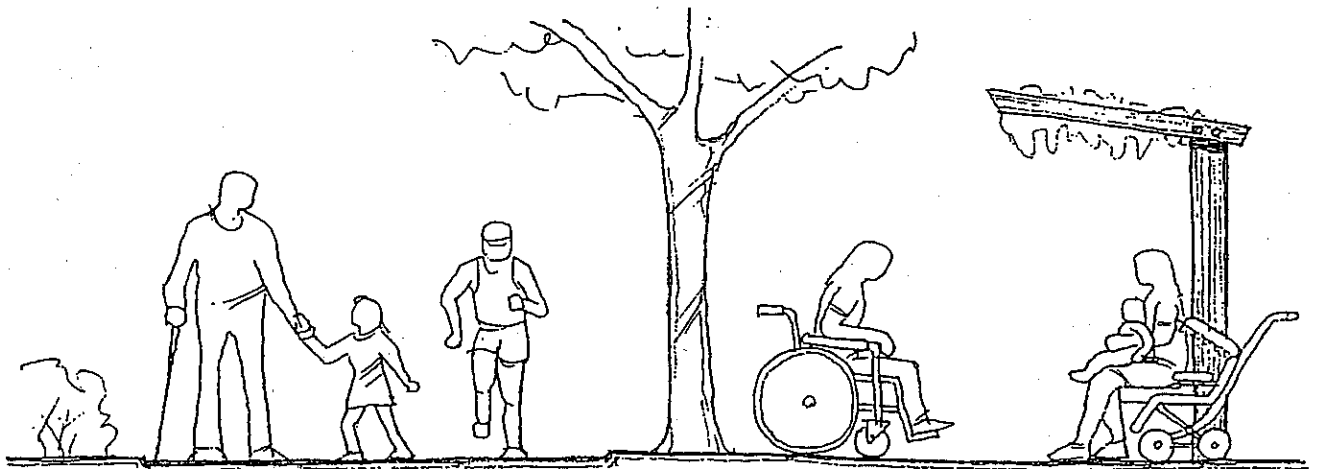
いろいろな障害をもつ人たちだけでなく、お年寄りはもちろん、子ども、妊産婦なども含めたあらゆる人たちのことを考慮しながら、ユニバーサルデザインの考え方にもとづき「かたち」である道路・公園等を整備していくことで、歩行部分についてははじめから段差や階段を設けないようにする、スロープをゆるやかにするなど、みんなが共用できるものとするのでまちにやすくなります。

また、公園はもとより道路にちょっと休める空間などがあればよりまちが歩きやすくなります。

ユニバーサルデザインによるまちづくりの視点から道路・公園等の居住環境づくりをすすめることにより、いろいろな障害をもつ人たちのみならず子どもからお年寄りまで幅広い人たちの外出や散歩のしやすい環境が創出され、市民の出会いや交流が促進されることとなります。

さらに、帯広市が居住環境ユニバーサルデザインを推進することにより、ユニバーサルデザインによるまちづくりへの民間事業者の協力や理解を得られやすくなります。

以上のような観点にたち、帯広市が行う道路・公園等の整備をすすめていくためのよりどころとして、帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針を策定するものです。

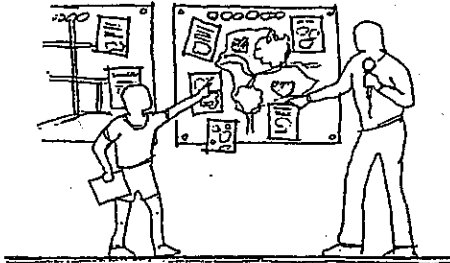
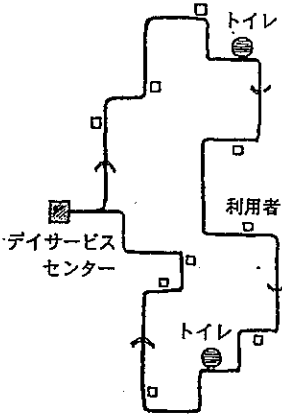


2章

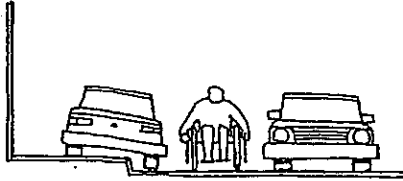
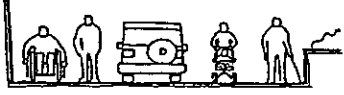
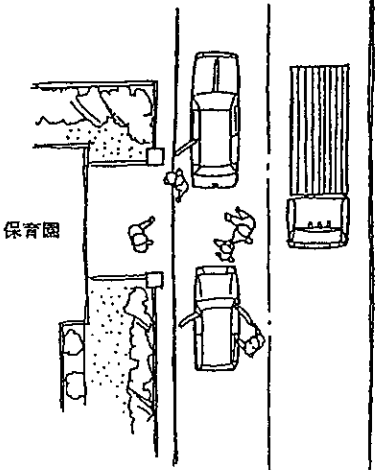
帯広市の居住環境の課題等

本章においては、帯広市内の道路や公園等の現況に関して、関係者からのヒアリング調査結果等を踏まえ居住環境の課題等について取りまとめたものです。

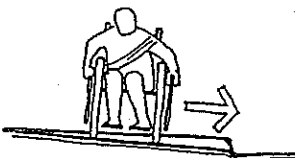
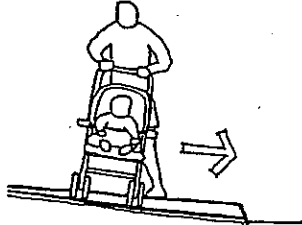
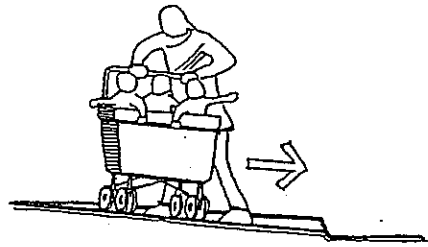
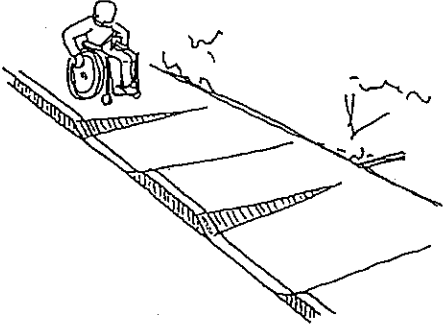
居住環境の課題等

項 目	課 題	摘 要
	<p>・福祉について、子どもが学んだ成果を市民に提案できる場ができればいい。(図2-2)</p>  <p>図2-2 子どもの提案</p> <p>・行政の意識改革が必要である。</p> <p>・市役所のどの課でもユニバーサルデザインに関わりがあり、意識啓発・指針の浸透が必要である。</p> <p>・ディサービスの通所に1時間程度バス移動するが、途中にトイレがない。ディサービスセンター*1の外出行事に、高齢者車いす用のトイレが少ない。公園のトイレを利用したい。(高齢者には洋式のトイレがほしい。)(図2-3)</p>  <p>図2-3 ディサービスバスとトイレ</p>	<p>・子どもからまちづくりへの提案</p> <p>・連絡調整や推進体制</p> <p>・トイレの位置 道路に近接したトイレの検討 公共施設や民間施設のトイレの活用</p>

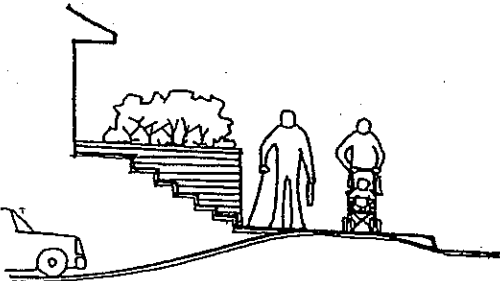
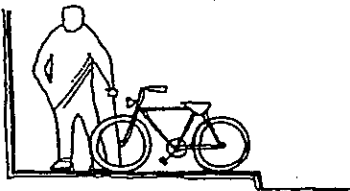
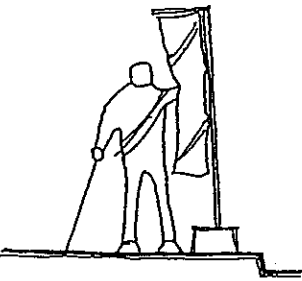
居住環境の課題等

項目	課題	摘要
<p>道路施設 歩道</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区画道路の歩道が狭く、駐車が乗り上げて歩道をふさいでいるため、車道を車いすで通行せざるを得ないので改善が必要である。(図2-4)  <p>図2-4 歩道に駐車</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路の8m幅員では1mの施設帯(歩道的利用)は不便さがあるので縁石を設けず歩車共存の方法も検討する必要がある。(図2-5)  <p>図2-5 歩車共存の生活道路</p> <ul style="list-style-type: none"> H保育所の前の道路が狭く、通園時の送迎の駐車もあり、母親や高齢者の歩行も危険である。(道路拡幅の予定あり) (図2-6)  <p>図2-6 狭い道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駐車の乗り上げを防ぐ指導 一部の市民の意識の改善 有効幅員の確保による歩行空間のゆとり。 <ul style="list-style-type: none"> 歩車共存の検討 (ライン等で区別)

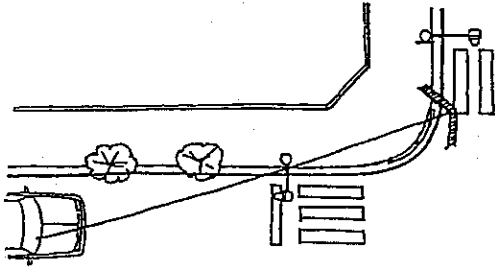
居住環境の課題等

項目	課題	摘要
歩道	<p>・歩道すりつけ部には、以下の課題がある。</p> <p>①車いす、ベビーカー、保育園の手押しワゴンで走行する場合、歩道すりつけ部の傾斜によって斜行するので、力がかかり走行に危険な時がある。(図2-7,8,9)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図2-7 車いすの走行</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図2-8 ベビーカーの走行</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図2-9 保育園の手押しワゴンの走行</p> </div> <p>②いくつかの歩道の切り下げによって歩行が進行方向に波打ち、凹凸が激しい路面となって歩きずらく凍結の冬道には特に危険である。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図2-10 歩道すりつけ部の波打ち</p> </div>	<p>・歩道のすりつけの検討</p> <p>①歩道と車道で段差がある場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 歩道縁石高の減少(例 20cm→15cm) b. 歩道すりつけ部は施設帯内で処理し、歩行部を平坦にする。 <p>②歩道、車道を平坦にする。</p>

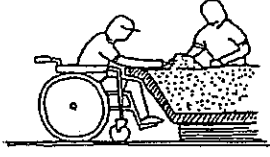
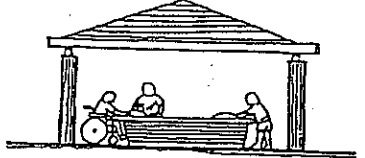
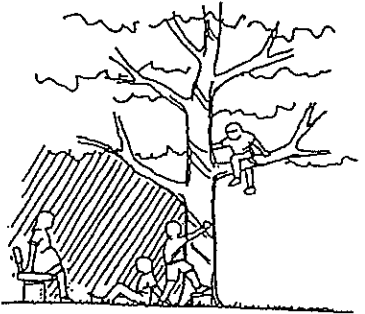
居住環境の課題等

項 目	課 題	摘 要
歩 道	<p>③宅地と歩道のすりつけは段差なしで歩道整備しているが、既存住宅の半地下式車庫によって歩道が波打つ結果になっている。(図2-11)</p>  <p>図2-11 半地下車庫のすりつけ</p> <p>・歩道上の危険性のあるものの整理や改善が必要である。</p> <p>①歩道上の自転車の通行や放置があつて危険性がある。(図2-12)</p>  <p>図2-12 歩道の自転車</p> <p>②歩道上の広告などの旗、自立看板が邪魔である。(図2-13)</p>  <p>図2-13 歩行に邪魔な旗</p> <p>③歩道には電柱が邪魔をしているケースがある。</p> <p>・歩道の車止め（ボラード）等に弱視者がぶつかることがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識の向上（理解と協力） ・市民意識の向上（理解と協力） ・路上施設の整理 ・市民意識の向上（理解と協力） ・ボラードの工夫・改良

居住環境の課題等

項目	課題	摘要
<p>除雪・排雪・凍結防</p>	<p>・道路標識が乱立し、横断歩道の手前からの見通しが悪い。 (図2-17)</p>  <p>図2-17 道路標識による見通しの悪さ</p> <p>・除雪・排雪・凍結防止には以下の課題がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活道路は10cm以上で除雪出動しているが、雪を残さないことが安全につながるため5cmでの出動も検討課題である。 ②冬期間、点字ブロックに雪がついていることがある。 ③歩道すりつけ縁石の幅が広いいため、縁石部で滑りやすい。 ④凍結した車道は特に妊産婦には危険なので、安全に歩ける歩道がほしい。 ⑤老人ホームから近隣店舗までの歩道の除雪、凍結路面の対策。 ⑥幅員確保のための排雪。 	<p>・交通標識の簡素化、集約化による見通しの確保</p> <p>・冬期も歩きやすい歩行空間の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> a.近隣住民の運動（こまめな除雪） b.滑りずらい材料や仕上の検討。

居住環境の課題等

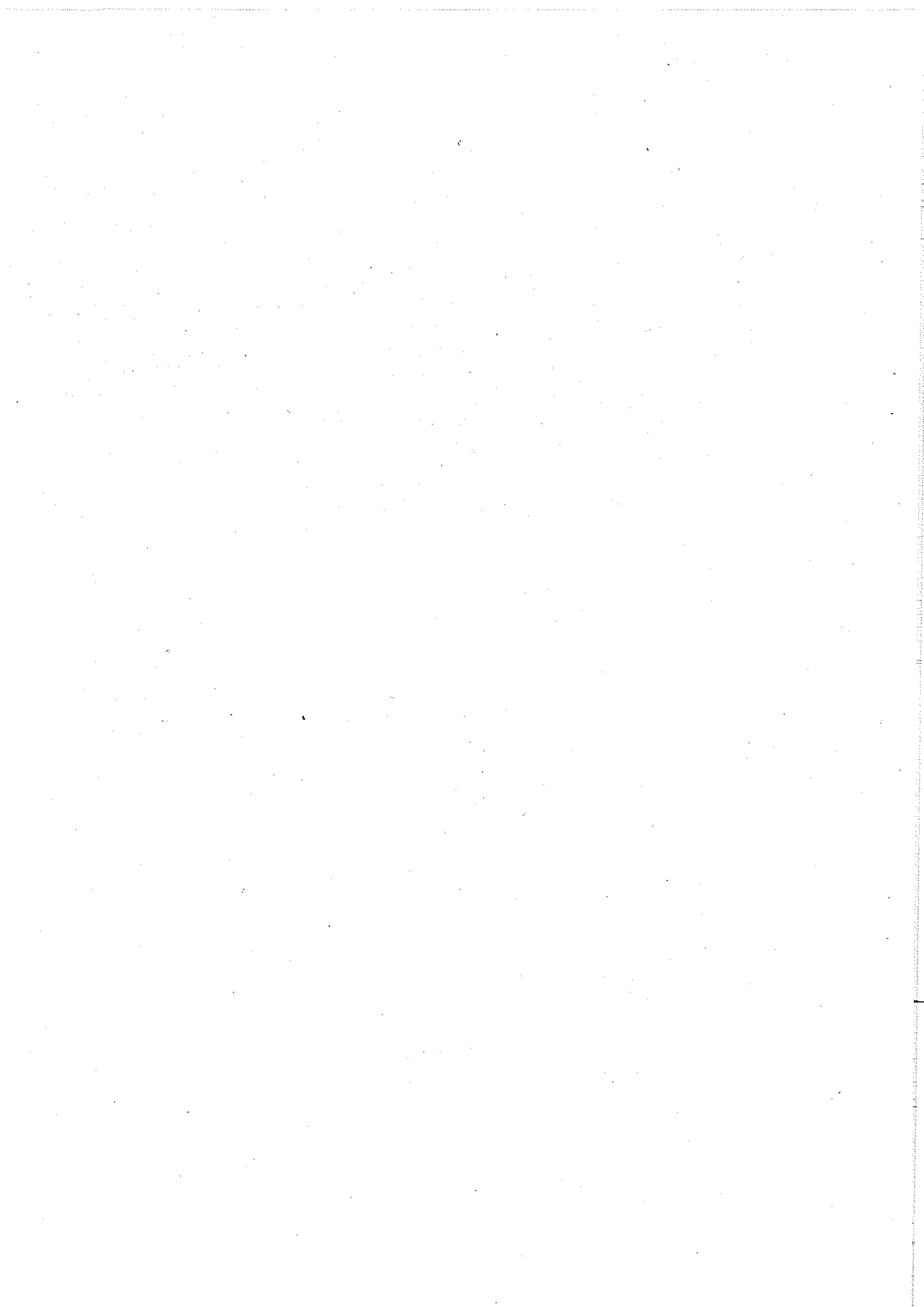
項 目	課 題	摘 要
公園施設 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の制約があるホームヘルパーには、公園の入口は遠回りせずに各方向から車いすで入れるルートがほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入口の設置方法の検討
遊 び 場	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の弱い子ども達の遊び場をどうするか。公園単位で対応できるようにすることが課題である。(図2-18) ・同じ砂場、ブランコ、遊具の公園をつくらず、個性化したい。 ・最寄の公園は4, 5才児には適したアスレチックがあるが、1, 2, 3才児には危険である。 ・衛生面や危険性で以下の課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①公園の砂場の衛生は気にしている。 ②犬ねこが入らない砂場づくりを検討している。 ③近くの公園にはゴミ、ガラスの破片、花火の残ゴミが散在し危険である。 ・屋根付の砂場がほしい。(図2-19) ・公園には木立の日影がほしい。木登りができたり、実のなる木がほしい。(図2-20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす者が利用できる施設の導入  <p>図2-18例示 車いす者と砂場</p> ・個性ある公園づくり ワークショップ*6の活用 ・年齢に適した遊具の選択 ・啓発パネルの設置(ゴミ持ち帰り運動)  <p>図2-19例示 屋根のある砂場</p>  <p>図2-20 木立の日影と木登り</p>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・公園には木立の日影がほしい。木登りができたり、実のなる木がほしい。(図2-20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パネルの設置(ゴミ持ち帰り運動)

居住環境の課題等

項 目	課 題	摘 要
	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレには体の弱い高齢者のため休む場所がほしい。 (図2-21) ・公園内のトイレの清掃が悪い。 ・公園のトイレのトイレトペーパーは、身体の麻痺の向きにより両側にほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩ベンチや休憩スペースが付いたトイレの検討 <div data-bbox="1059 577 1433 779" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1059 801 1433 833">図2-21 トイレの休憩スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃管理 ・設置の検討

居住環境の課題等

項 目	課 題	摘 要
<p>関 連 施 設 案内・誘導表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用の横断歩道信号は、渡りきれないように長くしてほしい。 ・帯広駅のサインが見づらい。夜は間接照明でさらに見づらい。また、サインは配色により見づらくなる。 ・バス停や電話ボックス、公園トイレの場所と入口の男女別、工事中の危険な場所を示す設備がない。 ・歩道の見通し確保のため、標識類をまとめることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信号のあり方の検討 ・色彩のコントラスト、明るさ、大きい文字のサインの導入 ・公共施設の周辺の検討 ・サインのあり方の検討 ・サインのあり方の検討
<p>バス・タクシー・ 車 輦 等 そ の 他 の 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バスが歩道に寄りつきづらく、歩道縁石からバスのステップまで大きなすき間ができる。 (図2-22) <div data-bbox="459 1131 997 1361" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図2-22 バスと歩道のはなれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの停留所の除雪不足でバスに近づけず、バスが通過することがある。 (図2-23) <div data-bbox="406 1624 1013 1870" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図2-23 バス停の雪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスのステップが高く、歩道とのすき間があり高齢者には危険を感じる。 ・コミュニティーセンターにバスは止まれないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な除雪 除雪しなくともよいバス停の検討 ・ノンステップバスの導入の検討 ・移動システムのネットワーク化の検討



3章

居住環境ユニバーサルデザイン指針

本章においては、「障害者をはじめ子どもからお年寄りまで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめる」ため、障害者をはじめ子どもからお年寄りまで誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりを目指して、帯広市の居住環境ユニバーサルデザインの基本的な考え方と整備指針を取りまとめたものです。

1. 指針の対象と運用

指針の対象

この指針は次のとおり帯広市が整備する道路施設及び公園施設などの都市施設を対象とします。

- 道路施設
 - ① 歩行空間
 - ② 交差点・横断歩道
 - ③ 案内・誘導表示
- 公園施設
 - ① 出入口
 - ② 園路
 - ③ 付帯施設
 - ④ 案内・誘導表示

指針の運用

この指針は、ユニバーサルデザインによるまちづくりの一環である道路施設及び公園施設について、帯広市の整備にあたっての方向性を示すものです。

またこの指針の運用にあたっては、事業の目的や整備する地域の事情等を踏まえ、道路施設及び公園施設の居住環境の整備が、新たに整備されるもの、全面的に改善整備されるものの外、部分的な改善にも適用されるものであり、できるところから着実に取り組みます。

なお、地域形成の進展などもみながら、ユニバーサルデザインによるまちづくりの居住環境の点検と検討も必要です。

2. 道路施設

基本的な考え方

道路施設は市民生活の根幹となる施設であり、おのこの道路の目的に応じて機能的かつ効果的に整備されることはもちろんですが、日常生活における人の歩行という観点から誰もが利用しやすいものとするように、道路施設の通常歩行に供される部分に関して誰もが共用できるように、歩行面は基本的に平坦若しくはなだらかに、かつ、滑りにくい仕上げなどを考慮するとともに、歩行を支援するものとして休憩のための空間や施設の設置を考慮した整備に努めます。

整備指針

① 歩行空間

A. 歩車分離の場合

- a. 歩車道の分離は、歩道の幅員、周辺環境、車輦の通行量などの状況に応じ、縁石、植樹、車止め（ポラード）、防護柵等により行う。
- b. 歩行部の有効幅員は3.0m以上、歩行部の横断勾配は2%以内とする。歩行部縦断勾配（スロープ）がある場合は、適切に平坦部を設ける。勾配の高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに1.5m以上の水平部分を設ける。
- c. 電柱、標識柱、街路灯、信号柱等の設置に当たっては、視界を確保するように、できる限り整理統合して配置する。

また、街路樹については、視界確保に配慮して配置する。

- d. 車道からの車輦入口などの取り付け部のすりつけは歩行部の車道側端部で完了させ、歩行部分は平坦となるようにする。
 - ・歩道の施設帯、植樹帯の幅の中ですりつける。(図3-2-1)
 - ・車輦入口などのすりつけ端部に生じる段差高さは、視覚障害者が歩道端部を横断可能な部分と誤認しないよう5cm程度とする。
- e. 歩行部の表面は滑りにくく、平坦若しくはなだらかな仕上げとする。但し、ブロック舗装等の場合は、目地幅はできる限り小さく、深くならないよう配慮する。
- f. 歩行部及び横断歩道周辺では、水が溜まらないようにする。
- g. 歩行者の休憩に配慮し、休憩施設等を要所に設置する。(図3-2-3)
- h. 冬期間における歩行空間のきめ細かな除雪や凍結対策に配慮する。
- i. 歩道の凍上対策を行う。
- j. 歩行部の仕上の色彩模様は、弱視者が穴や障害物等と誤認しないように配慮する。

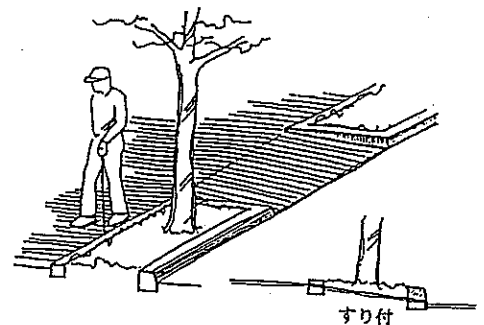


図3-2-1 施設帯とすり付け



図3-2-3 歩行空間の休憩施設

B. 歩車共用の場合

- a. 電柱、標識柱、街路灯、信号柱等の設置に当たっては、通行幅員を狭めないよう十分配慮する。
- b. 歩行部の表面は滑りにくく、平坦若しくはなだらかな仕上げとする。但し、ブロック舗装等の場合は、目地幅はできる限り小さく、深くならないよう配慮する。
- c. 路面全体に水が溜まらないようにする。
- d. 冬期間における歩行空間のきめ細かな除雪や凍結対策に配慮する。

② 交差点・横断歩道

- a. 横断歩道は、歩行者の安全性、利便性等を考慮して設置する。
- b. 横断歩道内には、水が溜まらないようにする。
- c. 交差点の電柱、標識柱、街路灯、信号柱等の設置に当たっては、交差点の視界を確保する。
- d. 交差点付近の歩道の低下部へのすりつけは4%以内とし、歩道全体を切り下げる。歩道部への車の侵入を防止するため、必要に応じてガードレール等を設置する。(図3-2-4)
- e. 横断歩道の縁石の高さは1cm程度とする。

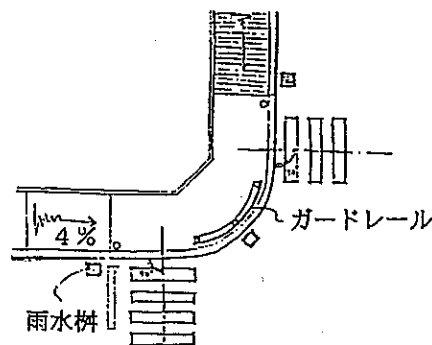


図3-2-4 横断歩道

- f. 信号機のある交差点では、障害者、高齢者、妊産婦等の横断に要する時間を考慮して信号の時間設定に配慮する。
- g. 視覚障害者の利用の多い市街地中心部、社会福祉施設、公共施設周辺の横断歩道には、音響式信号機の設置に配慮する。
音響式信号機の音量は周辺の交通状況、環境に合わせ設定し、発音源は、視覚障

害者が音に向かい歩行することから、可能な限り横断歩道内の歩行動線の直上で支障とならない高さに設定し、音色は、南北方向と東西方向の方向ごとに統一する。

- h. 押しボタン式信号機の押しボタンについて、車いすに乗車したままで押せるものとする。また、その位置は、車いすが静止可能な平坦部に設置するとともに、視覚障害者が利用しやすいように、規則的な配置とするように配慮する。
- i. 視覚障害者が横断方向を認知するための点字ブロックは、横断歩道の歩行方向がわかるように設置する。
- j. 横断歩道入口部には、信号待ち、通過車両待ちの車いす、ベビーカー等を考慮した平坦部を設ける。
- k. 冬期間における歩行空間のきめ細かな除雪や凍結対策に配慮する。
- l. 幹線道路等の歩道が区画道路と交差する箇所では、区画道路の横断歩道部分と幹線道路等の歩道とを同一の高さとする。
- m. ゼブラマーク塗料の塗り厚さが厚くならないように配慮する。

③ 案内・誘導表示

- a. 幹線となる道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院、交通結節点、観光拠点など、ランドマークとなる施設などの方向案内表示を行うために、連続性を考慮して適切に案内板、方向標示板、説明板等のサインを、通行の支障とならない位置に設ける。
- b. サインは子どもや高齢者及び弱視者が認識できる大きめのシンボルマークや文字を使用し、色の対比などに配慮し、わかりやすい位置に提示する。色の対比は、高齢者の多くが視界が黄色く見えることにも配慮する。高さ、表示図の角度、車いす使用者や子どもにも容易に見やすいようにする。
- c. 案内板には点字表示をし、あわせて触知図を設ける場合は、表示の平面図は、触知図として兼用できるものとし、触知案内板には杖ホルダーを設置する。
- d. 必要に応じ音声誘導装置を設置する。

3. 公園施設

基本的な考え方

公園施設は市民生活にゆとりと潤いや出会いと交流をもたらす施設であり、おのこの公園の目的に応じて機能的かつ効果的に整備されることはもちろんですが、公園施設の誰にも供される部分に関して誰もが共用できるように、園路等の歩行面は基本的に平坦若しくはなだらかにし、かつ、滑りにくい仕上げなどを考慮するとともに、休憩のための空間や施設の設置を考慮した整備に努めます。

整備指針

① 出入口

- a. 車いすやベビーカーが通行できる園路や広場と直結させる。
- b. 主要な出入口の幅員は、車いすが交差できるように1.8m以上とする。車止めを設ける場合には、車止め間の有効幅員は0.9mを標準とする。
- c. 出入口周辺は平坦性を確保する。
- d. 出入口表面は、滑りにくい仕上げとするとともに、走行性、歩きやすさを考慮した材料とする。
- e. 出入口は点字ブロックや舗装材の変化等により道路との区分を明らかにする。

② 園路

- a. 連続性を確保し、主要経路の幅員は、車いすが交差できるように1.8m以上を標準とする。1.8m未満とする場合の幅員は1.0m（1人歩き）とし、必要に応じ幅員1.8m以上のすれ違い箇所を適宜設ける。
- b. 主要な園路の縦断勾配は、最大4%を標準（目標）とし、勾配の高さやスロープ長さにより1.5m以上の水平部分を設ける。
- c. 路面は滑りにくいものとするとともに、歩行性を考慮し平坦若しくはなだらかな仕上げとする。
- d. 園路には、必要に応じて手すりを設ける。
- e. 園路には、木陰のある休憩スペースやベンチを併設する。
- f. 園路の起終点、両端、他の施設等について認識できるように、視覚障害者に配慮する。（図3-3-1）
- g. 園路に排水溝等を設ける場合は、車いすのキャスター、杖の先、ハイヒール等による歩行の障害とならないよう配慮するとともに、滑りにくい仕上げの構造とする。

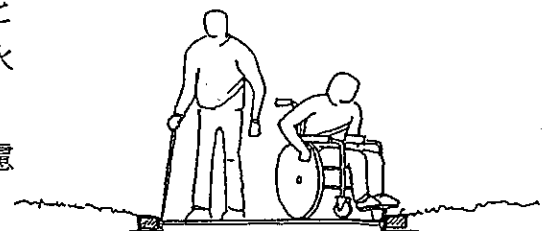


図3-3-1 園路

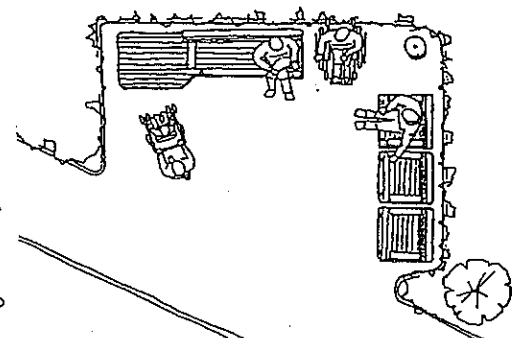


図3-3-2 ベンチの配置

③ 付帯施設

A. 休憩施設

- a. 公園の性格・機能に応じた休憩施設として、四阿、パーゴラ、ベンチ、野外卓、緑陰などを配置する。
(図3-3-2, 3-3-3)
- b. ベンチや野外卓は車いす、視覚障害者、ベビーカー、妊産婦等の様々な利用形態に配慮して設置する。
- c. ベンチには、手すり兼用となるような大きめな肘掛けの設置を検討する。

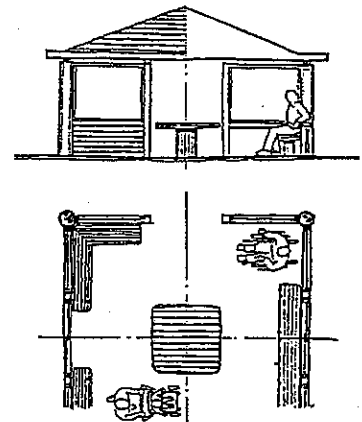


図3-3-3 休憩施設

B. 遊び場

遊具は、公園の性格、機能を勘案して選定する。

C. 水飲み施設

水飲み台は、車いす使用者や子ども達が利用しやすい構造とし、飲み口までの高さは、70~80cm程度とし、車いす利用の大人や車いす使用児が利用しやすいように、下部に高さ60~65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。

D. 多目的広場

多目的広場を設置する場合は、年齢、性別に関係なく、障害をもつ人ももたない人も一緒に楽しめる空間とし、祭りや子ども会のイベント等の地域のコミュニティ活動の拠点として人々が交流できるような広場とする。

E. 水景・緑化

- a. 河川の水辺空間には、堤防への傾斜路や水際の園路の整備により子どもや高齢者・障害者等も水際に近づきやすくする。
- b. 徒渉池やせせらぎ、噴水等を設ける場合は、子どもや車いす使用者が安全に近づけることに配慮する。
- c. 車いす使用者や杖使用者等にも配慮した植物に触れやすいように高くなった花壇（レイズドベッド）の設置を検討する。(図3-3-4)
- d. 芝生地の一部を車いす使用者等を考慮し、レイズドベッド形状にもち上がった芝生の設置に配慮する。

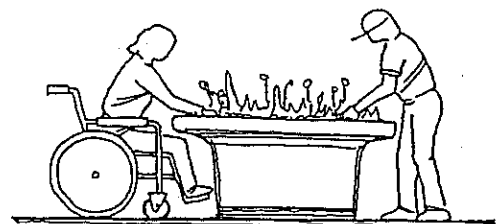


図3-3-4 レイズドベッド

F. トイレ

- a. 車いす使用者や高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人等も利用できるトイレを設ける。
- b. 手すりに設けた点字シール等により、ペーパーホルダー、洗浄装置の位置を案内する。

- c. 荷物などを置くことができる棚を車いす利用者の手も届く高さに設ける。
- d. 化粧鏡は車いす利用者や子どもも使える高さとする。
- e. 便座から届く位置に、わかりやすく操作しやすい非常用呼出ボタンを設置する。非常用呼出ボタンは一人でも操作できるものとし、床に転倒した際にも手が届く位置に設ける。
- f. 高齢者の利用を考慮した休憩ベンチ等の配置を検討する。
- g. 視覚障害者への配慮として、点字や触知図の説明、及び点字ブロックの設置を検討する。

④ 案内・誘導表示

- a. 公園の出入口や園内の要所に、連続性を考慮して適切に案内板、方向標示板、説明板等のサインを設ける。(図3-3-5)
- b. サインは子どもや高齢者が認識できる大きめのシンボルマークや文字を使用し、色の対比などに配慮し、わかりやすい位置に提示する。
色の対比は、高齢者の多くが視界が黄色く見えやすいことにも配慮する。高さや表示図の角度は、車いす利用者や子どもにも容易に見やすいようにする。
- c. 突き出し型のサイン等を動線内に設ける場合は、視覚障害者等の歩行の支障とならないように高さ、位置等に配慮する。
- d. 案内板には必要に応じて点字表示や触知図等の設置を配慮する。(図3-3-6)
- e. 必要に応じ音声誘導装置の設置を考慮する。

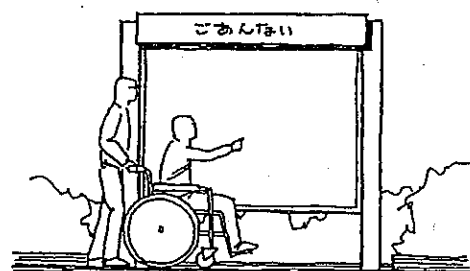


図3-3-5 サイン

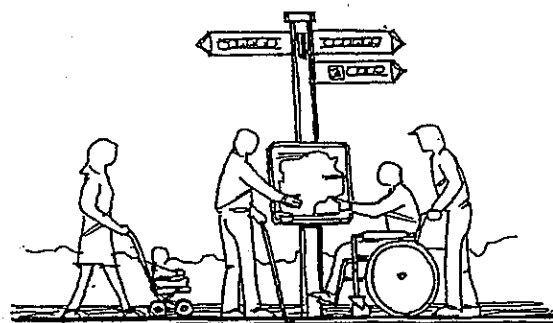


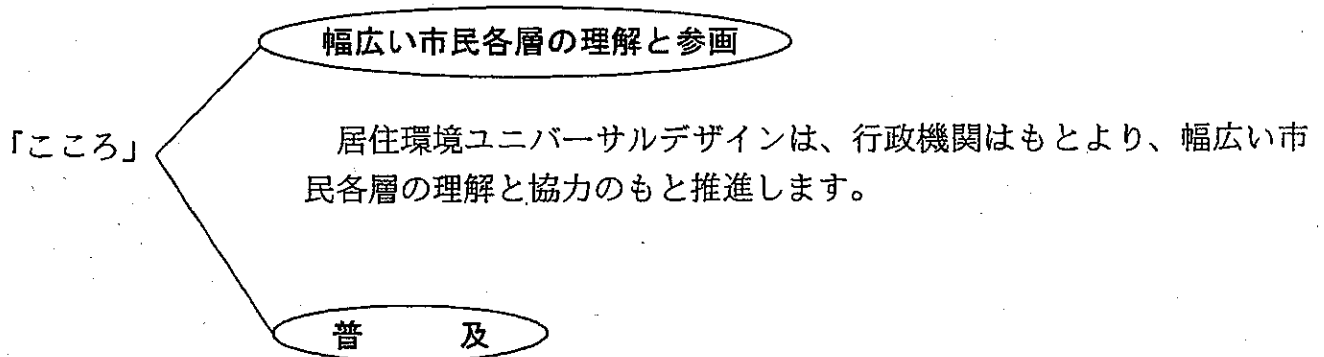
図3-3-6 サイン

4章

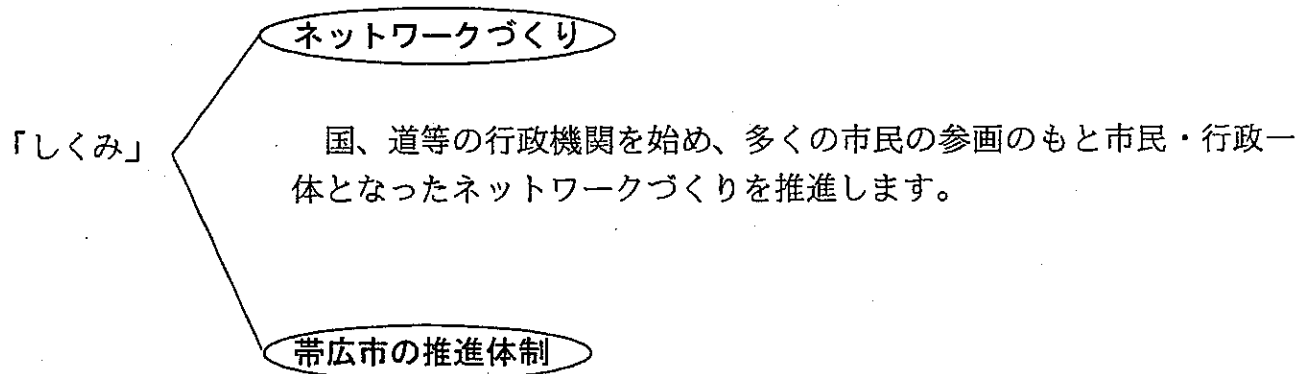
居住環境ユニバーサルデザインの推進

本章においては、第3章に示した指針にもとづき、居住環境ユニバーサルデザインを実践的に推進していくための体制等について取りまとめたものです。

帯広市における「道路施設」や「公園施設」の整備にあたっては、第3章でまとめた指針を「よりどころ」として、「こころ」、「しくみ」、「かたち」を三位一体として推進いたします。



居住環境ユニバーサルデザインを含め、全体的なユニバーサルデザインによるまちづくりの考え方の普及を行います。



帯広市としての各関連組織による横断的な推進体制を構築します。



ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進にあたっては、あらゆる分野において、積極的な取り組みを行うとともに、道路・公園等の居住環境においては、市民に対する普及を促進する意味からも、特定のモデル地区を設定して推進します。

以下、居住環境ユニバーサルデザインを推進するため、そのあるべき方向性について取りまとめます。

1. 市民各層の理解と参画

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進にあたっては、広く市民各層の理解と参画を求めるために、市民の意識（こころ）に働きかけることが重要であることから、次の取り組みを推進します。

普 及

平成11年10月ユニバーサルデザインに関する理解を深めるため、シンポジウム等を開催しましたが、今後ともユニバーサルデザインに関して継続的な取り組みが必要です。

居住環境のみならず、福祉や教育、産業等各分野との連携を深める全体的なユニバーサルデザインによるまちづくりを意識した普及活動を企画実施いたします。

P R の 実 施

居住環境ユニバーサルデザインを含め、帯広市におけるユニバーサルデザインの考え方を広く普及するため、広報紙によるほか、インターネットの活用、福祉や社会教育等の市民との交流の場などあらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行います。

また、地域や家庭でのコミュニケーションの一助となるように、ユニバーサルデザインをわかりやすいイラストなどでPRします。

市 民 の 参 画

ユニバーサルデザインを進めるためには、市民の理解と参画が不可欠です。

市民一人ひとりのこころが通いあうまちの実現をめざすため、家庭、学校での教育はもとより地域での活動が大変重要となってきます。大切なのは、施設として「かたち」が配慮されるだけで良いと考えるのではなく、利用する人たちがそれぞれの能力の中で支えあう、相互支援をあたりまえとする市民意識の定着です。

市民がそれぞれの立場で、居住環境をよりよいものにするために、考え、行動していくことが望まれます。困っている人に自発的に声をかけ、手助けすることが望まれます。

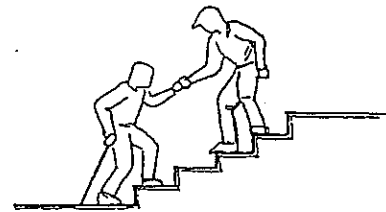


図4-1 手助けの様子

2. 市民・行政一体のネットワーク形成

市民・行政による（仮称）ユニバーサルデザイン連絡会議の設置検討

帯広市をはじめ、北海道や国等の行政機関、市民団体、公共交通機関、建設業、製造業等ユニバーサルデザインに関係する民間事業者さらには大学や民間のデザイナー等がそれぞれの役割を発揮しながらユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるためには、それぞれの情報を共有化し、相互に補完協力しあうネットワークづくりが必要です。

そのため、情報の共有の場として、（仮称）ユニバーサルデザイン連絡会議の設置を検討します。

民間事業者の協力

居住環境ユニバーサルデザインはもとより、ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるためには、単に行政側が行う「かたち」の整備だけではなく、民間事業者側が行う「かたち」との連続性確保やサービスなどの協力も同時に考慮しなければならない面があります。

なお、具体的な内容として、次のようなことが考えられます。

(1) 宅地造成

第3章の指針により行われるものですが、特に傾斜地の宅地造成においては、宅地と道路に段差のない部分をどのように設けるか検討する必要があります。（図4-2）

また、冬期間には除雪で堆積する雪に関して、堆雪スペースの検討なども課題として考えられます。

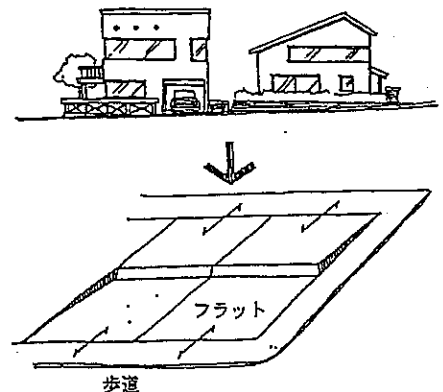


図4-2 フラットに歩道にすりつける宅地造成

(2) 商店街

商店街は人々が集るまちの中心であるだけに、みんなが出かけたくなる棟齡として機能する必要があります。冬期間も安心して歩けるように、除雪の協力や屋根のある歩行空間の検討などが必要です。

店舗側の整備として店頭の小階段などは解消し、歩行空間と出入口をフラット化するとともに、自動ドアや引き戸など、ドア構造の改良によって、誰もがどの店にも入れるような配慮が必要です。

(3) 公共交通機関

自宅から目的地まで安全な移動をするため、市民の多様なニーズに対応し、移動の連続性が確保された公共交通機関のシステムづくりが大切となります。(図4-3)

なお、移動時のバスは車内に車椅子・ベビーカー等の設置スペースを確保するとともに、ノンステップバス*7と呼ばれる低床型バスやニーリングバス*8の導入と、これを考えた道路施設が検討課題となります。

また風雪や、寒さから利用者を守るバス待合所の設置も望まれます。(図4-4,5,6)

さらには、車椅子でも乗り込める大型タクシーや福祉車両の導入及び、運転手のトレーニング実施も望まれます。

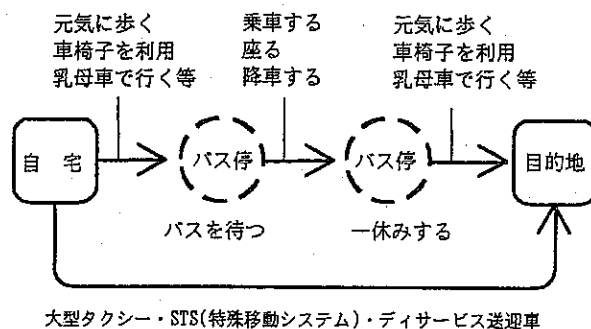


図4-3 例示 移動環境

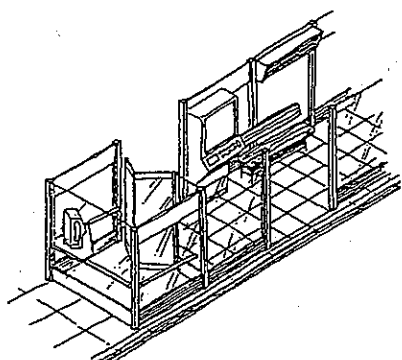


図4-4 バス待合所(多機能型)

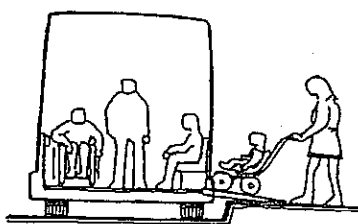


図4-5 ノンステップバス

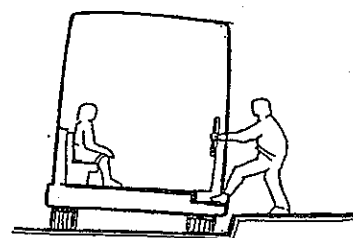


図4-6 ニーリングバス

(4) 鉄道駅・空港

鉄道・空港ターミナルにおいても、高齢者・車椅子利用者などが利用しやすい環境を引き続き検討していくことが必要です。

ターミナルから列車・航空機に乗り込む際の動線の確保、障害者用駐車場の設置なども必要です。

また、誘導・案内の表示を充実させるとともに、障害者・高齢者・外国人等への対応が行えるよう、スタッフ研修を実施することも今後の検討課題です。

(5) 駐車場

路上駐車を防止するためにも、駐車場の位置を表示し、遠くからでも認識可能にすることが大切です。

また、駐車場の出入口もわかりやすくするとともに、幅員を確保するなど、出入口付近での歩行者への配慮が大切です。

さらに、障害者用スペースの確保や入口付近へのインターフォン設置により、障害者との連絡方法を確立することも重要な検討課題であります。

3. 帯広市としての推進体制

居住環境ユニバーサルデザインはもとより、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるためには、帯広市の各方面の個別の事業を総合的に調整していくことが重要であり、そのために帯広市の全庁的かつ横断的な推進体制づくりを行います。

全体のユニバーサルデザインの推進体制

行政における福祉・住宅・建築・居住環境などの全体のまちづくりのユニバーサルデザインについて、行政の内部における意識の共通化を計るとともに、行政の各部署のまちづくりに関する調査・計画・事業について相互に密接な調整、協力を行っていく場の形成を図るために、関連する部課の担当者による内部連携と連絡調整のための「場づくり」を行います。

居住環境ユニバーサルデザインの推進体制

全体のユニバーサルデザインの一部を構成する居住環境ユニバーサルデザインを具体的に進めるため、その推進体制を整備します。

居住環境ユニバーサルデザインの指針や検討事項についても、関連する部署と相互に密接な連絡を図り、居住環境ユニバーサルデザインによる整備をより一層推進し、整備の状況の整理と今後の整備予定の把握などを行うため、関連する部課の連絡体制を整備します。

4. モデル事業

居住環境ユニバーサルデザインを推進するにあたっては、具体的にある地区や道路、公園をモデルにして整備を検討していくことが望ましいといえます。

市街地全体の中で、今後再整備が検討されている地区、または道路、公園の中からモデルに適した場所を選定し、居住環境ユニバーサルデザインの視点で改善が試みられることは、重要なことであります。

行政にとっては居住環境ユニバーサルデザインの整備を先導的にモデルの中で全庁的に、かつ総合的に取組むことができ、また市民に対してもその整備内容をわかりやすく示すことが可能です。

このような考え方から、帯広市は市街地の中から次の2ヶ所をモデルとして選定し、具体的な事業として推進します。

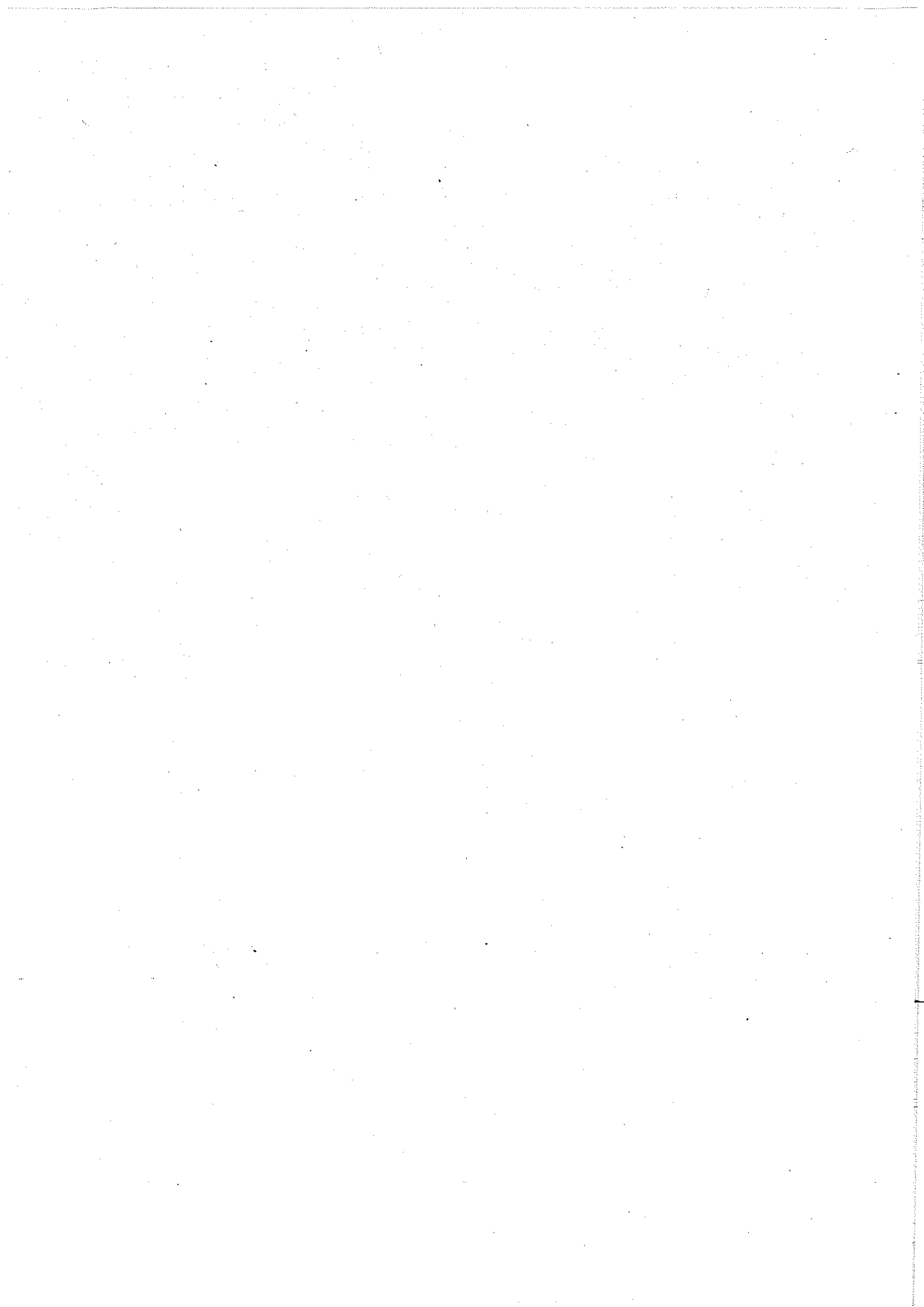
① 柏林台地区（柏林台公園、西町公園と住宅地の歩行空間の整備構想）

柏林台地区については、歩行空間の再整備と柏林台公園、西町公園の再整備に関して、居住環境ユニバーサルデザイン指針が一体的に生かされる面的なモデルです。

② 柏通り（柏小学校と柏公園間の歩行空間の整備）

柏通りのうち、柏小学校及び柏公園間については、近く整備に着手する箇所であり、歩道の新設、小学校敷地と歩道間の空間の活用（休憩スペース等）と合わせた整備が可能な箇所、歩道空間としてのモデルです。

（なお、モデル事業に関するイメージとして、資料編のモデルを参照。）



資 料 編

資料1 用語説明

* 1 ノーマライゼーション・・・P2

デンマークのバンク・ミケルセンが精神薄弱者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考えである。この理念は1981年の国際障害者年でのスローガンともされ、各国に広がった。我が国もこの影響を受け1993年に障害者基本法が制定された。(出典：まちづくりキーワード事典)

* 2 バリアフリーデザイン(バリアフリー)・・・P2

バリアフリーという言葉が一般的に使われるようになったのは、1974年に国連専門家会議報告書「バリアフリーデザイン」が出版されてからのことである。

ここでいうバリア、すなわち障壁とは、障害者等の存在や行動を差別したり、妨害するものを意味し、都市環境・建築等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的なバリア、そして社会的な制度におけるバリア等を全て取除くことこそがバリアフリーである。

障害者、高齢者等が自立した生活を送るため、障害を理由にした差別をなくすためには、バリアフリーは必須の条件である。そして、これを達成するための具体的な方法を考えることが、バリアフリーデザインである。

バリアがなくなってこそ、障害者、高齢者は自分の意志で自由に社会参加や活動を果たすことができる。(出典：まちづくりキーワード事典)

* 3 ADA法・・・P2

アメリカにおける障害者の権利確立のための法律で、1990年に制定。公共的施設、交通、通信、雇用等での差別的処遇を禁じ、施設整備の改善義務付けがある。

* 4 ディサービスセンター・・・P11

在宅の心身の虚弱な高齢者に対し、通所および訪問によって生活指導、日常動作訓練、健康チェック、入浴サービス、食事サービス等を行う地域の福祉施設。新ゴールドプランでは1999年までに全国で1.7万カ所整備するとされている。(出典：高齢者とまちづくり)

* 5 ゼブラマーク・・・P15

横断歩道を示す白線の模様をいう。

*6 ワークショップ・・・P17

地域に係る多様な立場の人々が参加し、まちづくりやコミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、更に快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法である。(出典：まちづくりキーワード事典)

*7 ノンステップバス・・・P32

欧州では1984年にすでに開発されていたが、わが国ではようやく1997年の3月に国産のノンステップバスが東京都などで動き出した。ノンステップバスの床の高さは30cmである。車イスもゆるいスロープで簡単に乗降できる。(出典：高齢者とまちづくり)

*8 ニーリングバス・・・P32

ニーリングバスは、ニーリング機構（おじぎのように低くなる）によって停車時には床の高さは通常30cm、21cmまで下げることができる。

資料2 ユニバーサルデザインに関する資料

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは全ての人にとって、できる限り利用が可能であるように、製品や建物、環境をデザインすることをいう。ものづくりの最初の段階でユニバーサルデザインの考え方を取り入れることにより、健常者にも高齢者、障害者、子供、妊産婦、けがをした人などにとっても優しい商品を提供しようとするもので、バリアフリーの概念をさらに広げた発想である。ユニバーサルデザインという言葉が日本で使われるようになったのは、ここ数年のことである。

ユニバーサルデザイン7原則

アメリカのノールカロライナ大学ユニバーサルデザインセンターのロン・メイス氏らによって1997年に提唱された7原則は、以下のものから構成されている。(日本語訳は古瀬敏、安澤徹也、柳田宏治、清水道子、堀川美智子の各氏による)

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件（注：すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。）

原則1 誰にでも公平に利用できること。

定義：誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン：a. 誰もが同じ方法で使えるようにする。それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。

b. 差別感や屈辱感が生じないようにする。

c. 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。

d. 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則2 使う上で自由度が高いこと。

定義：使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン：a. 使い方を選べるようにする。

b. 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。

c. 正確な操作がしやすいようにする。

d. 使いやすいベースに合せられるようにする。

原則3 使い方が簡単ですぐわかること。

定義：使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

ガイドライン：a. 不必要に複雑にしない。

b. 直感的にすぐに使えるようにする。

c. 誰にでもわかる用語や言い回しにする。

d. 情報は重要度の高い順にまとめる。

e. 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供する。

原則4 必要な情報がすぐに理解できること。

定義：使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

- ガイドライン：a. 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- b. 大切な情報は（例えば大きな文字で書くなど）、できるだけ強調して読みやすくする。
- c. 情報をできるだけ区別して説明しやすくする（やり方が口頭で指示しやすくなるように）。
- d. 視覚、聴覚などに障害のある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること。

定義：ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

- ガイドライン：a. 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること。頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- b. 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- c. 間違っても安全なように配慮する（フェイルセーフ）。
- d. 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。

定義：効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

- ガイドライン：a. 自然な姿勢のままで使えるようにする。
- b. あまり力を入れなくても使えるようにする。
- c. 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- d. 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

原則7 アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

- ガイドライン：a. 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- b. 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- c. さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- d. 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

注) このようにユニバーサルデザインの7原則が示されているが、デザインするにあたり、必ずしもすべての原則が当てはまるとは限らないので、原則とはいうもののデザイナーのためチェックリストのように用いられることが期待される。

資料3 帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針策定委員会

(委員構成)

		分野	所属	人数
策 定 委 員 会	民 間	学識経験者	大学教員	2
		市民団体	帯広身体障害者福祉協会、北海点字図書館	5
			帯広市町内会連絡協議会、帯広市老人クラブ連合会	2
			帯広市ユニバーサルデザインアドバイザー	3
			帯広市デザイン委員会、帯広デザイン振興協議会	2
		事業者	帯広商工会議所	1
	交通関係者	十勝地区バス協会 十勝地区ハイヤー協会	2	
	建設関係者	帯広二建会、北海道建築士会 帯広分室、エヴァグリーンプロジェクト	3	
			(20)	
	帯 広 市	帯 広 市 企 画 部 市 民 部 福 祉 部 都 市 開 発 部 緑 化 環 境 部 商 工 観 光 部 建 設 部 都 心 部 活 性 化 推 進 室 教 育 委 員 会 消 防 本 部	企画主幹	1
保健課長			1	
社会福祉課長、いきがい福祉課長			2	
宅地開発課長、住宅課長、建築指導課長			3	
公園と花の課長	1			
商工課長	1			
土木課長、道路維持課長	2			
都心開発課長、駅周辺区画整理課長	2			
総務課長	1			
警防課長	1			
	(15)			
オ フ サ ー バ ー	北海道開発局	帯広開発建設部(企画課)	1	
	北海道	十勝支庁(経済部建設指導課)	1	
	北海道	帯広土木現業所(企画総務部企画調整室)	1	
		(3)		
事 務 局	帯広市 都市開発部	都市計画課		

(委員名簿)

氏 名	所 属 ・ 役 職
◎ 佐 藤 克 之	北海道女子大学 助教授 (H12.4~北海道浅井学園大学教授)
菅 野 節 子	帯广大谷短期大学 助教授
阿 部 利 雄	帯広身体障害者福祉協会 副会長
中 村 数 江	帯広身体障害者福祉協会
羽 山 康 雄	北海点字図書館
勝 矢 千 枝 子	北海点字図書館
後 藤 健 市	北海点字図書館 副館長
内 田 秀 雄	帯広市町内会連絡協議会 副会長
河 合 寿 美 江	帯広市老人クラブ連合会 会長
藤 山 冬 子	帯広市ユニバーサルデザインアドバイザー (看護婦)
小野寺 誠 二	帯広市ユニバーサルデザインアドバイザー (理学療法士)
佐々木 薫	帯広市ユニバーサルデザインアドバイザー (介護福祉士)
小野寺 一 彦	帯広市都市環境デザイン委員会委員 ((有)設計工房アーバンハウス)
清 原 三 枝 子	帯広デザイン振興協議会副会長 (プラン82)
早乙女 義 勝	十勝地区バス協会 事務局長 (拓殖バス(株))
近 藤 茂 樹	十勝地区ハイヤー協会 (中央タクシー(株))
飯 田 正 行	帯広二建会 幹事 (飯田建設(株))
鈴 木 恵 子	北海道建築士会 帯広分会 (鈴木徹建築設計室)
成 澤 靖 幸	エヴァグリーンプロジェクト 副会長 (株イノタニ)
加 藤 幸 子	帯広商工会議所婦人会 広報委員長

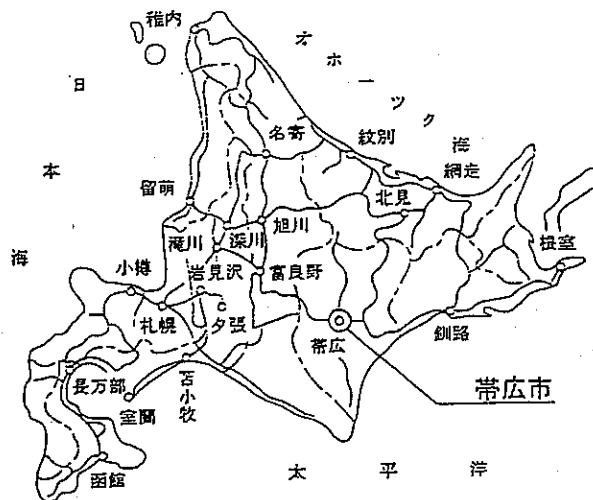
敬称省略・順不同 ◎ 座長

資料4 帯広市の地域状況

1. 気候風土と地形

帯広市は、ゆるやかに傾斜する盆地状の十勝平野のほぼ中央に位置しています。市街地には街路が基盤目状に伸び、中央部に帯広川、郊外には十勝川と札内川が貫流し、澄んだ空気と豊富な水に恵まれています。市域の60%は平坦な地勢となっています。

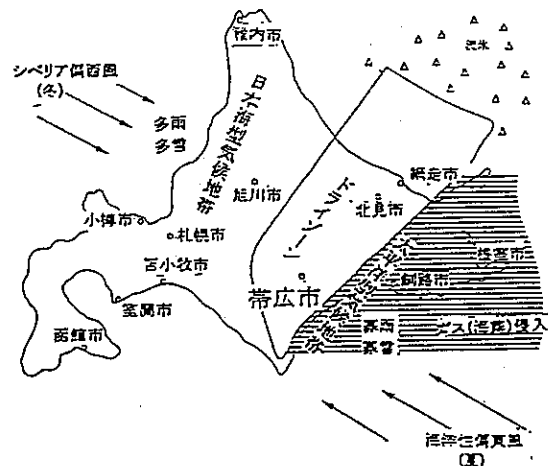
気候は、夏は暑く冬は寒い大陸性気候であり、四季の変化には富んでいます。朝晩の気温は道内でも冷え込みの厳しい地域であります。特に冬期間は地面の凍結や除雪が必要といった地域的特色があります。



帯広市の位置

2. 人口構成

帯広市の総人口は、平成11年4月末段階で約174,500人、その後も自然増が要因となってゆるやかな増加が見込まれます。また、老年人口の推移は、北海道および全国に比べるとやや低い傾向にあるものの、帯広市の総人口に占める65歳以上の人口は、昭和55年の6.6%から平成11年には14.0%へと推移しており、高齢化が進行しております。



*ドライゾーン=年間降水量1,000mm以下の地帯

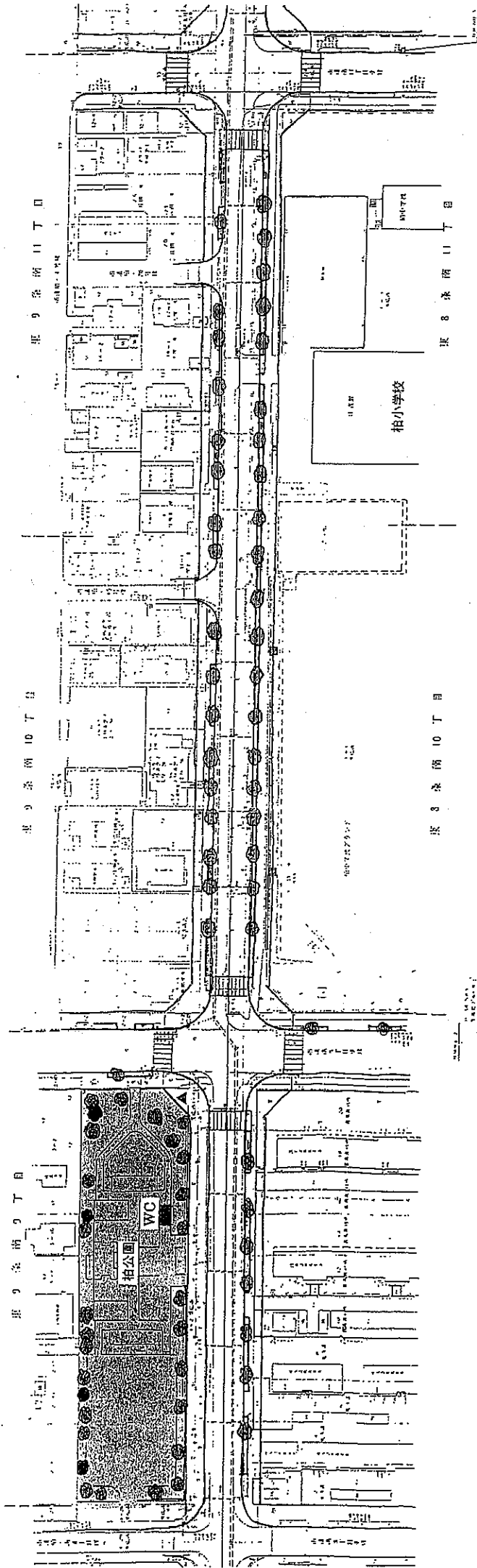
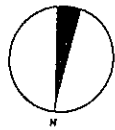
帯広市の人口の推移

区分	人口	世帯数	1世帯当りの人数	年少人口 (0~14歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和55年	153,861人	51,451世帯	3.0人	37,274人 (24.2%)	10,213人 (6.6%)
平成2年	167,384	60,431	2.8	32,959人 (19.7%)	15,915人 (9.5%)
平成7年	171,715	66,687	2.6	29,845人 (17.4%)	20,774人 (12.1%)
平成11年	174,543	74,381	2.3	28,216人 (16.2%)	24,439人 (14.0%)

柏通モデル地区イメージ図

凡例

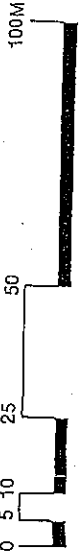
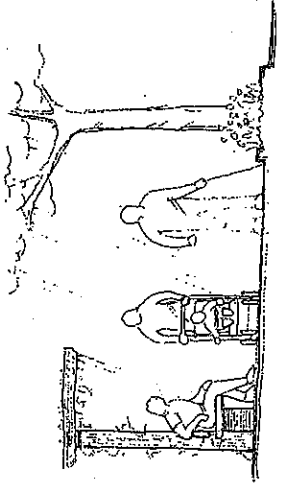
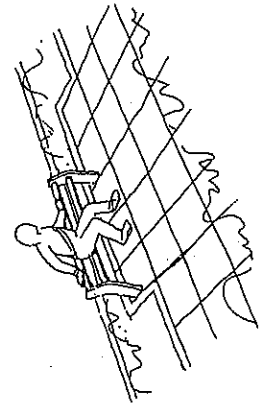
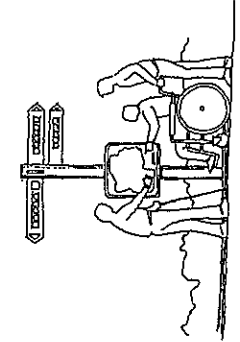
- ▽：休憩スペース A
- ：休憩スペース B
- ▲：案内表示



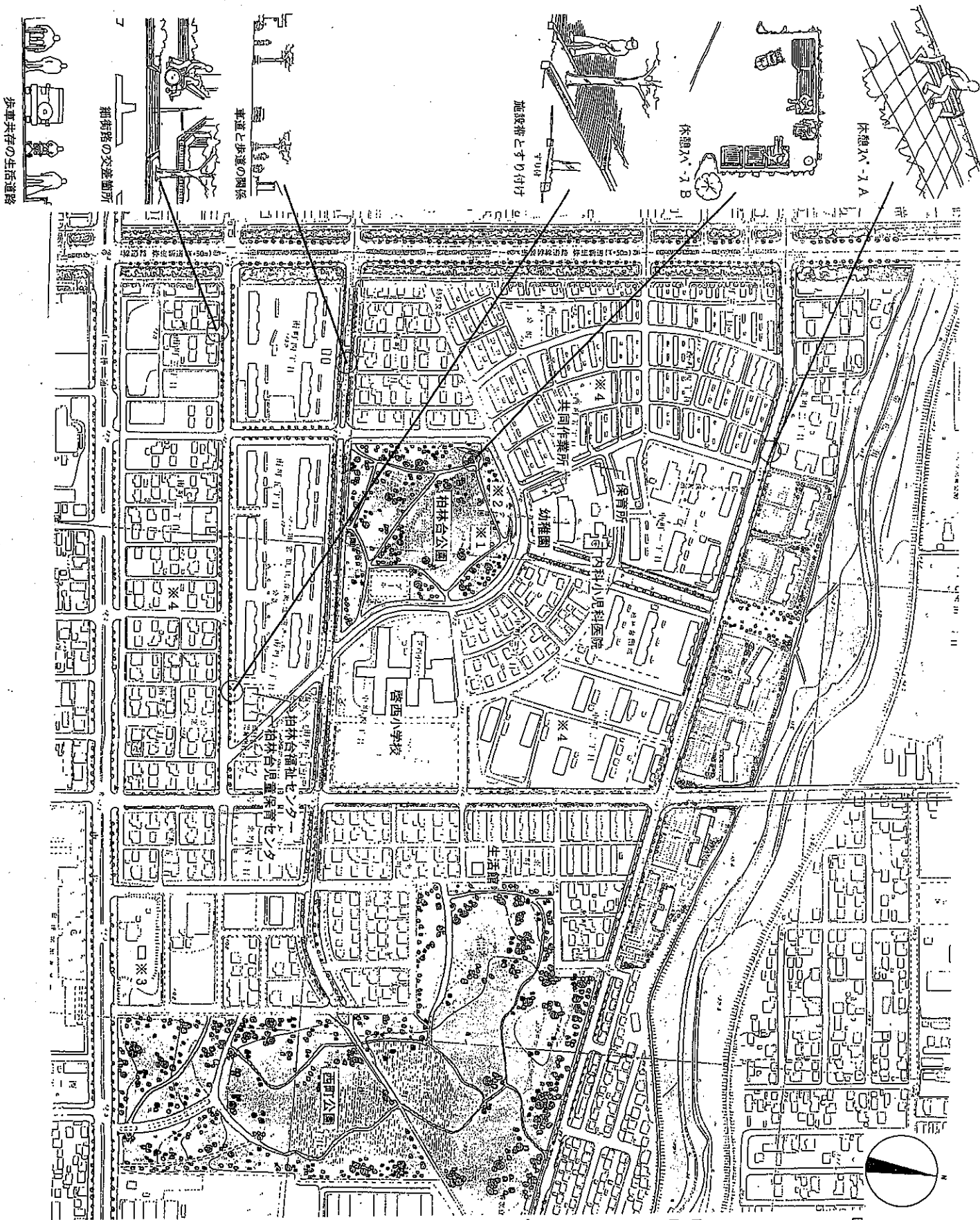
▲：案内表示

▽：休憩スペース A

■：休憩スペース B



資料5 柏林台モデル地区イメージ図



- 穴あきの歩道 (新設・改修)
- ※学校への通学、福祉施設の利用など、
遊歩道
- ▽ 休憩A'-A A
- 休憩A'-A B
- ▲ 案内誘導表示
- バス停留所
- トイロ
- ユニバーサルデザイン住宅

- *1 道路より柏林台公園が近いいため、ゆるい
スロープを設け
- *2 幼稚園前に歩道がなく、駐車車両が多い
ため、安全な通行を確保するため、歩道
を設け
- *3 ユニバーサルデザインモデル住宅と居住
環境ユニバーサルデザイン施設の相乗
果のため、まとめて配座
生活道路 (歩車共存)
- *4 段差の解消、直行幅員の拡大など



帯広市居住環境 ユニバーサルデザイン指針

帯広市都市開発部 都市計画課
帯広市西5条南7丁目1番地
TEL 0155-24-4111

